

処分基準整理票

処分名	一般廃棄物（ごみ）処理業の許可の取消し	
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和45年法律第137号）	（条項）第7条の4
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	（条項）第7条の4
所管部署	環境部 廃棄物減量推進課 指導係	
<p>【処分基準】 ・文書の名称【 大津市一般廃棄物（ごみ）処理業者処分基準 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項各号のいずれかに該当することを基準とし、同項第5号に規定する「前条第1号に該当し情状が特に重いとき」とは、大津市一般廃棄物（ごみ）処理業処分基準第5条に規定する許可の取消し事由に該当した場合を基準とする。</p> <p>大津市一般廃棄物（ごみ）処理業者処分基準 （違反点）</p> <p>第4条 許可業者が別表1に定める違反等の事項に該当する行為を行ったときは、同表に定める違反点を付加する。</p> <p>2 前項の違反点の適用期間は、違反点の付加を受けた日から2年間とする。</p> <p>3 前1項の違反点を付加したときは、許可業者に通知するものとする。</p> <p>（処分）</p> <p>第5条 前条の規定により許可業者に付加された違反点の合計が、別表2に定める点数となったときには、同表に定める処分を行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、許可業者が廃棄物処理業以外の業種等での違反行為、その他反社会的行為等を行ったとき、又はこの基準により処分することが不相当と認めるときは、その都度判断のうえ処分するものとする。</p>		

別表 1

	違反等の事項	補 足	違反点
1	他都市の排出事業所より収集した廃棄物を処理施設に運搬したとき	法第7条違反、法第6条の2第2項（法施行令第3条）違反 条例27条違反	2 多量の時 3
2	市が定める搬入適合物以外の廃棄物を処理施設へ搬入したとき	法第6条・第7条、法施行令第3条違反 条例27条違反	2 多量の時 3
3	市が定める分別区分に反して、廃棄物を搬入した場合	法第7条違反 法第6条の2第2項（法施行令第3条）違反 条例27条違反	1 多量の時 2
4	収集運搬中において、汚水漏れを生じさせたとき	法第7条違反 法施行令第3条違反	1 多量の時 2
5	収集及び運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって周辺住民に著しい嫌悪の情をもたらしたとき	法第7条違反 法施行令第3条違反	1
6	積み替え・保管施設において、法施行令の規定を遵守しなかったとき	法第7条違反 法施行令第3条違反	1 是正しなかったとき 2
7	市又は第三者に迷惑を及ぼし又は損害等を与えたとき		1
8	その他の遵守事項及び義務違反	許可申請時に提出のあった誓約書（その5及びその12）に掲げた事項に対する違反 ※	1

※ 具体例：許可条件の違反、施設内での係員の指示違反、悪質な交通マナー違反など

別表 2

違反点	処 分	
	特に悪質でないと認めるとき	特に悪質であると認めるとき
1 点に達したとき	厳 重 注 意	警 告
2 点に達したとき	警 告	処理施設への搬入停止（3日間）
3 点に達したとき	処理施設への搬入停止（1週間）	処理施設への搬入停止（10日間）
4 点に達したとき	処理施設への搬入停止（15日間）	処理施設への搬入停止（3週間）
5 点に達したとき	搬入停止（1か月）	
6 点に達したとき	事業停止（1か月）	
7 点に達したとき	事業停止（3か月）	
8 点に達したとき	事業停止（6か月）	
9 点に達したとき	許 可 取 消 し	

【根拠法令及び基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第七条第五項第四号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至ったとき。

二 第七条第五項第四号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第七条第五項第四号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

四 第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき(前三号に該当する場合を除く。)

五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

六 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項の許可(同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。)又は第七条の二第一項の変更の許可を受けたとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。